

滋賀県立伊香高等学校普通教室空調設備整備業務仕様書

1. 業務名

滋賀県立伊香高等学校普通教室空調設備整備業務

2. 場所

滋賀県長浜市木之本町木之本 251 番地 伊香高等学校 3号館

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月30日（月）まで

4. 業務内容の概要

学習環境の改善に取り組むため、3号館普通教室へ空調設備整備を実施する。

5 事業内容

（1）快適な学習環境の実現

児童生徒が快適に学習できる室内環境を提供するとともに、空調設備の運用においては使いやすさに十分な配慮をすること

（2）業務内容

①空調設置箇所 伊香高等学校 3号館 2階（別添 校舎平面図のとおり）

②空調設備の機能等

冷房・暖房双方の機能を備えるものであること

（3）業務可能時間

原則として、業務は平日の学校行事に支障のない時期に実施し、実施時間は 8:30～17:00 とする。ただし、施設管理者と協議により作業時間の変更は可能とする。また、施設運営上平日でも作業ができない日もあるため、十分な打ち合わせを行うこと。

（4）配置図

校舎平面図

（5）業務の着手

- ・業務に着手する前に、監督員と十分に打ち合わせおよび協議を行い、業務完了までの工程表を監督員に提出し、これの承諾を受けなければならない。
- ・機器の搬入時期、方法等は、全て監督員と協議し、これの承諾を受けてから行うものと

する。

- ・施工に伴い既存設備機器の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて担当職員立ち合いのもと試運転を実施しなければならない。
- ・本業務に関連する他の工事や点検がある場合、当該受注者と連絡を密にとって相互に協力しあい、円滑な施工につとめなければならない。

（6）業務写真

写真はカラーとし、着工前、材料のメーカー名・型番・使用期限、作業中、完成時の各内容が明確に判別できるものを提出すること。

（7）公害対策

業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壤汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講じること。

（8）産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

（9）安全対策

- ・車両の出入りについては、速度制限を厳守し危険防止に努めるとともに、必要に応じて交通整理員を配置すること。また、万全にすること。
- ・資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、担当職員や施設管理者と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。

（10）危険物等の保管

危険物等については、現場に放置することなく、保管を厳重に行い、盗難を防止するとともに保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

（11）その他

- ・日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。
- ・作業中、本業務の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを施工すること。
- ・参考数量書は、材料等の参考数量を示したものであるため、現場に合わせた施工を行うこと。
- ・作業に伴う物品類の移動は施設管理者の指示のもと受注者にて行うこと。
- ・本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を遵守し契約を締結する。

- ・作業用水、作業用電力は校内既存の施設を無償で利用できるものとする。

○その他ご留意していただく事項

- ・児童・生徒の安全確保のための対策を講じてください。また、音の発生する作業は日程を当校と事前に調整されるようお願いします。
- ・契約書案は別紙のとおりです。契約保証金は免除で、前金払いおよび部分払いはありません。
- ・滋賀県財務規則を遵守願います。
- ・見積金額には、空調設備の設置に伴う配管、配線、機器の設置作業・調整にかかる費用、廃材処分費用、材料費、雑材費、学校への空調設備の取扱説明、所轄官公庁への届出に関する諸経費等をすべて含んで下さい。
- ・部材はすべて新品を用い、保証期間の示された業務内容にかかる部分は引渡し後から当該期間内、その他の部分は引渡し後1年以内に生じた故障や不具合箇所は無償で補修または取替えを行ってください。

(12) 現地確認等

できるだけ現地確認を行ってください。(配管や配線の延長は現地にてご確認ください。また業務内容等は仕様書の記載内容にかかわらず現地優先とします。)

現地確認を希望される場合は、事前に電話にて当校に申し込んでください。調整のうえ、現地確認の日時を決定します。なお、現地確認の期間は、令和7年12月16日(火)から令和7年12月23日(火)まで(土曜日、日曜日を除く。)の9時から16時30分までとします。

・同等品について

同等品とは、型式、冷暖房能力、環境影響度、環境認証、消費電力が基準品と同じか、優秀であるものをいいます。

・工事内容・仕様

別紙参考数量表を参照ください。